

駒澤大學禪研究所規程

(平成元年四月一日制定)

(設置)

第一条 駒澤大學に、駒澤大學禪研究所（以下「研究所」という。）を設置する。

(目的)

第二条 研究所は、建学の精神に基づき、禪に関する総合的研究を行い、もって文化の向上に資することを目的とする。

(事業)

第三条 前条の目的を達成するため、研究所に研究部と研修部を設け、各々において次の事業を行う。

(一) 研究部の事業

ア 研究会及び講演会の開催
イ 図書及び研究紀要の刊行
ウ 研究図書・資料の収集

エ 国内外の同種の研究団体及び学際的諸機関等との提携並びに学会等の開催

(幹事)

オ 日曜講座の開催

カ その他研究所の目的を達成するために必要な事業

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長がこれを委嘱する。

(二) 研修部の事業

ア 禪に関する研修会

イ 研究部の諸事業に対する協力

ウ その他研究所の目的を達成するため必要な事業

(顧問)

第四条 研究所には、次の職員を置く。

(一) 所長 一人

(二) 副所長 一人

(三) 所員 若干人

(所長及び副所長)

二 所長、副所長及び所員は、本学専任教員の中から学長がこれを委嘱し、その任期は二年とする。ただし、重任を妨げない。

(所長及び副所長)

二 副所長は、所長の職務を補佐する。

(幹事)

第五条 所長は、研究所を代表し、研究所を総括する。

二 副所長は、所長の職務を補佐する。

(幹事)

第六条 所長及び副所長を補佐し、研究所の事務を掌るため、研究所に幹事を置く。

二 幹事は、運営委員会の議を経て、所員の中から所長がこれを委嘱する。

された研究計画に基づく研究に参加を

らない。

附 則

一 この規程は、平成元年四月一日から
施行する。

三 研修員は、本学の大学院学生及び大
学院学生と同等又はそれ以上の学力を
有する国内外の研究者の中から、適任
者を、運営委員会の議を経て、所長が
委嘱する。

(運営費)

第一〇条 研究所の運営費は、駒澤大学の
年間予算、寄附金その他をもつて充てる。
(報告)

第一条 所長は、毎年度、事業開始にあ
たり、收支予算書とともに事業計画書を、
また事業終了後に收支決算書とともに事
業報告書を作成し、学長に提出しなけれ
ばならない。

(規程の改廃)

第二二条 この規程の改廃は、運営委員会
の議を経て、大学の承認を得なければな
る。

執筆者紹介

〈中世禪籍研究班 四名〉

飯塚 大展 所員・駒澤大学教授

佐藤 俊晃 曹洞宗総合研究センター客員
研究員

比留間健一 浅野中学・浅野高等学校教諭

堀川 貴司 慶應義塾大学斯道文庫教授

橋谷 憲昭 元駒澤大学教授

須山 長治 研究員・元駒澤大学非常勤講師

程 正 所員・駒澤大学教授

石井 修道 顧問・駒澤大学名誉教授

小川 隆 所員・駒澤大学教授

土屋 太祐 新潟大学准教授

柳 幹康 花園大学国際禪学研究所准教授

張 超 元研究員・フランス国立高等
研究実習院 (EPHE) 研究員

石井 公成 駒澤大学教授

石井 清純 所員・駒澤大学教授

デイディエ・ダヴァン

国文学研究資料館准教授